

告 通

厚生労働大臣が別に定める者／「厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正 (DPC/PDPS)

平成 28 年 1 月 29 日・2 月 1 日
厚生労働省告示第 15 号・
保医発 0201 第 1 号

【解説】 1 月 13 日の中医協で、DPC において出来高算定するものとして承認されたニボルマブが官報告示され、適応症が追加されました。

(「DPC 点数早見表 2015」 p.384 左段下から 4 枠目に下線部を挿入)

60

ニボルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成 27 年 12 月 17 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に

全ての
診断群
分類番
号

て承認されたものを含む)に係るものに限る]

(「DPC 点数早見表 2015」 p.388 下から 2 枠目「ニボルマブ(遺伝子組換え)」の「適応症」に以下を挿入)

切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌